

日本におけるパラメータ発明の進歩性判断に関する専門的考察

OpenAI o3 Deep Research

パラメータ発明とは：定義と審査上の特徴

パラメータ発明（パラメータ特許）とは、発明を特定するための事項を数値範囲や特有のパラメータによって定量的に表現したタイプの発明を指します[1]。技術分野が成熟するほど、構造や材料そのものではなく**特定の機能・特性を示す数値**で発明を定義する出願が増える傾向があり、繊維などの分野でこのような「特殊パラメータ関連発明」が多数みられます[2]。このような発明では**請求項の技術的範囲や内容の理解が難しく**、新規性・進歩性の判断が困難になることがあります[3][4]。

パラメータ発明には大きく二種類があります。一つは「**数値限定発明**」と呼ばれるもので、従来技術との差異が温度・寸法・濃度など**数値範囲の限定**にあるタイプです。もう一つは「**特殊パラメータ発明**」で、従来慣用でない独自の測定パラメータ（例：独自の数式や試験法で定義された特性値）によって物を特定するタイプです[5][6]。後者は請求項に記載のパラメータが技術分野で標準的・慣用でない場合に該当し、**従来の尺度との関係が当業者に理解し難い**ため、審査上特別な配慮が求められます[5][6]。以下、日本の最新の特許審査基準および判例における進歩性判断の取扱いを詳述し、論争点や実務的傾向を整理します。

特許審査基準におけるパラメータ発明の進歩性判断

日本の特許・実用新案審査基準（最新版）では、パラメータ発明の進歩性判断について明確な基準が示されています。特に**数値限定発明**について、審査基準は以下のように定めています[7]

「請求項に数値限定を用いて発明を特定しようとする記載がある場合」において、主引用発明との相違点がその数値限定のみにあるときは、通常、その請求項に係る発明は進歩性を有していないと判断される[7]。これは、実験的に数値範囲を最適化・好適化することは当業者の通常の創作能力の発揮にすぎないからである。しかし、以下の(i)～(iii)の全てを満たす場合には、そのような数値限定の発明は進歩性を有すると判断する[7]。1. (i) 発明の効果が限定された数値範囲内において発揮され、引用発明から示された証拠に記載されていない有利なものであること[9]。2. (ii) その効果が引用発明の効果とは異質なものの、又は同質でも際立って優れたものであること（すなわち有利な効果が顕著であること）[10]。3. (iii) その効果が出願時の技術水準から当業者が予測できなかったものであること[10]。

（注）有利な効果の顕著性があると言えるためには、請求項で限定した数値範囲の全ての部分でその顕著な効果が発現していなければならない[8]。

要するに、「数値限定のみが相違点」の場合は原則進歩性なしとしつつ、予測不能な顕著な効果（しかもその効果が請求範囲全域にわたって得られる）が示されれば進歩性を肯定するという基準です[7][8]。審査基準はこの考え方に基づき、数値限定発明を実質的に選択発明（既知技術の一部を選り抜いた発明）として扱っています[11][12]。実際、引用発明と課題が共通で相違が数値のみであるケースでは、いわゆる「臨界的意義」すなわち数値範囲内外で効果に量的に顕著な差（臨界点）があることが要求されるとされています[12]。この「臨界的意義」が示されない限り、単なる設計的变化に過ぎず進歩性なしと判断されるわけです[12]。

一方、特殊パラメータ発明（独自のパラメータで物を定義する発明）について、審査基準および審査ハンドブックは進歩性判断の特例手続を規定しています。引用発明との直接比較が難しい場合には、審査官が一応の合理的な疑いに基づいて進歩性欠如を指摘し、出願人に反論・立証を促すことができるとしています

発明は進歩性がないのではないか」という疑いをもって拒絶理由を通知できます[14]。その際、審査官は疑いの根拠を通知書に明記し、必要に応じてどういった**反論・実証が有効か**示唆することになっています[15]。出願人が意見書や実験結果で説明し、審査官が進歩性なしとの心証を得られなくなれば拒絶理由は解消しますが、抽象的な反論に終始して疑いが晴れない場合は拒絶査定となります[16]。ただし、この特例適用はパラメータが上述の「特殊パラメータ」（慣用ではなく当業者に理解困難な独自指標）に該当する場合に限られます[17]。言い換えれば、**従来から知られた測定パラメータで表した数値限定**であれば通常の進歩性判断手法が適用され、未知のパラメータであれば上記のような一種の推定（疑い）アプローチが採られるということです。

以上が審査基準におけるパラメータ発明の進歩性取扱いの骨子です。まとめると、**特許庁の審査段階ではパラメータの限定による進歩性は極めて厳格に判断**されており、「ただ数値を絞り込んだだけ」の発明は原則アウト、有効にするには明細書上でその範囲に**予測不能な顕著な効果**（クリティカルな効果差）を示す必要がある、という立場です[9][12]。

パラメータ発明の進歩性をめぐる主要判例の枠組み

パラメータ発明の進歩性判断について、知的財産高等裁判所（知財高裁）や最高裁判所でも数々の判断基準が示されています。審査基準が上記のように厳しい効果要件を課しているのに対し、**裁判例は異なる枠組みを採用する傾向**が見られます[18][19]。特に近年の知財高裁判決の多くは、パラメータや数値範囲それ自体を発明の構成要件として重視し、**その数値範囲に着目することが当業者にとって容易に想到し得たか否か**を主たる判断軸としています[18][20]。この枠組みでは、「そのパラメータに着目して発明を構成すること」が容易想到でなければ**進歩性あり**と結論付けられます

知財高裁における進歩性判断基準の転換

この転換を象徴するのが、令和元年（2019 年）知財高裁の「セレコキシブ粒子組成物事件」（大鷹裁判長）です[21][22]。同事件の特許発明は、抗炎症薬セレコキシブの粒度分布に関し「D90 粒子サイズが $200\mu\text{m}$ 未満」というパラメータで特定されていました[23]。特許庁（無効審判）ではこの数値限定部分について顕著な効果の立証が不十分とされ進歩性×との判断が下されましたが、知財高裁（審決取消訴訟）では一転して進歩性○と判断されました[24]。裁判所はまず、このパラメータ（ $D90 < 200\mu\text{m}$ ）に着目すること自体が引用発明からは示唆されていなかった点を重視しました[25][26]。具体的には、引用文献にはセレコキシブ粒子を微細化して粒度分布で規定する発想も記載もなく、当業者がそのような粒子サイズパラメータに着目する動機付けは認められないと認定しています[25][26]。その結果、顕著な効果があるか否かを検討するまでもなく、本件発明には進歩性があると結論付けられました[27]。この判示は、審査基準の効果要件によらず「パラメータ着目の非容易性」のみで進歩性肯定した点で注目されます。

また、本件と密接に関連する別訴として、平成 30 年(2018 年)知財高裁大合議「偏光フィルム事件」があります（発明名称：「偏光フィルムの製造法」、日本合成化学工業事件）[28][29]。こちらは直接にはサポート要件（明細書の記載要件）に関する判決ですが、パラメータ発明の進歩性とサポート要件の関係について重要な示唆を与えました。この平成 17 年 11 月 11 日付の大合議判決では、いわゆる「パラメータ発明のサポート要件判断の一般基準」が示されています[30]。判決は、「本件発明はパラメータ発明であり、サポート要件適合のためには、明細書中にその数式が示す範囲と得られる効果（性能）との関係の技術的意義が当業者に理解できる程度に記載されているか、あるいは当業者がその数式の範囲内で所望の効果を得られると認識できる程度に具体例が開示されていなければならない」と判示しました[30]。この基準は、裏を返せば「数値範囲全体にわたり課題を解決できること」が明細書から当業者に認識できない場合はサポート要件不適合（＝明細書不備）になるということです[31][32]。そして実際に偏光フィルム事件では、明細書の実施例が限定範囲全域をカバーしていないとしてサポート要件違反が認定されました[31]。興味深いのは、同じ大鷹裁判長がほぼ同時期に偏光フィルム事

件ではサポート要件×、前述のセレコキシブ事件では進歩性○と判断した点です[33][19]。これは、審査基準が進歩性判断に要求していた「数値範囲全体での顕著な効果の存在」という要請を、裁判所はサポート要件の問題として処理し、進歩性については効果を問わずとも解決できるとの姿勢を示したものと解されます[19][34]。実務的には、**進歩性要件とサポート要件の住み分け**が図られたとも言え、進歩性判断それ自体はパラメータの容易想到性にフォーカスする一方、数値範囲全域で効果が発現するかという点はサポート（明細書記載）の充実性としてチェックされる傾向が見て取れます。

さらに最高裁判所も、パラメータ発明と類似する文脈で**効果の予測可能性**に言及しています。令和元年8月27日最高裁判決（ヒト結膜肥満細胞安定化剤事件、いわゆる「ドキシピン点眼薬」事件）では、医薬用途発明の進歩性判断において「**予測できない顕著な効果**」の有無を検討すべきことが示されました[35][36]。同判決は、原審（知財高裁）の判断が効果の顕著性について十分な検討をせずに進歩性を否定した点を違法としています[37]。具体的には、「本件発明の効果が当業者に予測できなかったほど顕著か」という観点から検討すべきなのに、原審は**類似化合物が知られていることだけで効果の顕著性を否定したのは誤りだと指摘**しました[36]。この最高裁判決はパラメータそのものの事件ではありませんが、**顕著な効果（予測困難な効果）を進歩性判断で軽視してはならない**という姿勢を示した点で、審査基準の基本的立場とも整合しています[35][38]。もっとも、最高裁が直ちに「効果さえ顕著なら容易想到性を覆せる」と断じたわけではなく、あくまで**効果の検討を尽くさなかった手続違背**を問題にしたものです[38][39]。そのため、この最高裁判例は審査基準型の「効果重視アプローチ」を支持しつつも、**効果のみで進歩性○となる事例は極めて限定的**であることもうかがえます[40]。

以上より、日本の裁判例におけるパラメータ発明の進歩性判断は、大きく**2つの枠組み**が併存していると整理できます。一つは**審査基準型（効果重視型）**で、もう一つが**裁判所型（容易想到性重視型）**です

いスタンスを保っています。次章では、これら相反する見解について学説・実務上の議論を紹介し、肯定説・否定説の対比を行います。

進歩性判断をめぐる肯定的見解と否定的見解の対比

パラメータ発明の進歩性をめぐっては、大きく二つの見解（進歩性肯定側の見解と否定側の見解）が論じられます。これは前章で述べた審査基準の立場と裁判所の立場の違いにも対応しています。それぞれの主張内容を整理すると次の通りです。

- 否定的見解（進歩性を認めにくい立場）：
パラメータのみを変更した発明は所詮当業者の設計的最適化に過ぎないとして、原則として進歩性を欠くとする考え方です。特許庁の審査基準はまさにこの立場であり、数値範囲の限定は「通常は進歩性がない」と断じています[7]。この見解では、当該パラメータ限定により「予測困難な顕著な効果」（臨界的意義）が生じる場合のみ例外的に進歩性を肯定すべきとされます[9][12]。学説上も、従来は「選択発明の法理」としてこの立場が有力でした。「母集団となる公知範囲から一部を数値限定しただけでは、本来的には新規事項はなく、何らかの驚くべき効果が無い限り特許を与えるべきでない」という論調です。その論拠としては、漠然と広い範囲から最適値を見出すことは当業者が日常的に行う試行錯誤であり、そこに真の創作的高度性はないという点が挙げられます[41][11]。事実、特許訴訟の現場でもパラメータ発明が争われた多くのケースで、特許無効審判請求人（あるいは審査官側）は「顕著な効果の不存在」や「効果の全域未発現」を指摘して進歩性否定を主張しています[42][43]。
- 肯定的見解（進歩性を認める立場）：
一方で、近年台頭しているのがパラメータ着目の容易・困難に着目する立場です。こちらは「パラメータ自体を発明の構成要素とみなし、その技術的意義や課題解決への関連性を吟味して容易想到性を判断すべきだ」とする考え方です

ることが当業者に容易でなければ進歩性あり」とする傾向があります[20]。この見解では、**効果の顕著性それ自体は決定的でない**とされます。むしろ「そのパラメータを発明に組み込む発想が引用技術から導けたか否か」が問われ、**発想の非容易性が示されれば効果が平凡でも進歩性を肯定し得る**という柔軟な考え方です[19][44]。例えば、あるパラメータが発明の課題解決に密接に関連し、その重要性が明細書に示されている場合には、そのパラメータは**技術的意義が高い**と評価されます[45]。この場合、たとえ効果が従来比わずかな向上であっても、「そのパラメータに着目すること自体が当業者には容易ではなかった」と言えるため、進歩性を認める余地があります[20][46]。肯定説の背景には、「**厳格すぎる効果要件は実務的に達成困難**」との問題意識があります。実際、数値限定発明で臨界的な効果差を実証できるケースは極めて少なく[47]、明細書にそこまで詳細なデータを網羅するのも難しいのが現実です[48][49]。そのため、「**効果一辺倒ではなく、課題設定や技術的着眼点の独創性を評価すべきだ**」という声の特許実務家から上がっています。この流れを受けて裁判所は、「課題が新しくその解決にパラメータが関与している場合には進歩性肯定しやすい」という枠組みを打ち出したとも言えます[20][46]。

以上の肯定説・否定説の対比を、特許庁（審査段階）と裁判所での考え方の違いとして表にまとめると次のようになります。

観点	特許庁 審査基準の立場 (進歩性否定寄り)	裁判所の立場 (進歩性肯定寄り)
基本判断枠組み	数値限定のみが相違点なら、当業者の通常的设计変更とみなして 原則進歩性なし [7][11]。ただし特殊な効果があれば例外。	パラメータ自体を発明構成要素と捉え、 その選択・着目の容易さ/困難さ で判断[20]。パラメータへの着目が引用技術から容易でなければ進歩性あり。
要求される効果	顕著な有利な効果が必要 。 引用技術にない質的に異なるか	効果の有無は決定的でない 。効果は平凡でも、 パラメータ選択に発想の

観点	特許庁 審査基準の立場 (進歩性否定寄り)	裁判所の立場 (進歩性肯定寄り)
果	量的に際立つ効果で、当業者が予測不能だった場合のみ進歩性を肯定[9]。効果は請求範囲 全域 で発現要[8]。効果なき数値最適化は進歩性なし。	独創性 があれば進歩性肯定し得る[19]。ただし発明の課題と効果が全く無関係ならパラメータは設計事項とみなされ進歩性否定。
課題・パラメータの関連性	明細書でその数値範囲の技術的意義（課題との関係）が示されていないと、進歩性以前にサポート要件違反や不明確で拒絶理由となりうる（後述）[4][30]。効果が示されないパラメータは技術的意義なしと判断。	課題との関連性が焦点 。パラメータが課題解決に一対一対応で寄与→技術的意義大・進歩性肯定方向[45]。関連が弱い/不明瞭→設計変更と評価され進歩性否定方向[50][44]。
先行技術・動機付け	先行技術が広範な範囲を開示し本願範囲を包含→基本的に新規性なし/進歩性検討不要。ただし一部重複程度なら選択発明として進歩性検討に回す[51]。引用発明と課題が共通の場合は臨界的差異必須[12]。	先行技術に 数値範囲の示唆・動機付け があるかを重視。引用発明に同じパラメータの記載や示唆がなく、当業者が着目しない範囲なら 動機付け欠如＝進歩性あり [25][27]。逆にパラメータ自体が公知で当業者に着眼容易なら進歩性なし[44]。

※上記表に見るように、特許庁は「**効果主義**」、裁判所は「**着眼点主義**」と言える姿勢を示しています。それぞれメリット・デメリットがありますが、実務家の間でも「審査基準は厳格すぎる」「裁判所の方が実情に即している」といった議論がなされています。次章では実際の事例を挙げ、これら見解の違いが結論にどう影響するか検討します。

パラメータ発明の具体的事例と進歩性判断の実務的傾向

ここでは、パラメータ発明が争点となった具体的な判例を紹介し、近年の実務的傾向を探ります。

- セレコキシブ粒子径発明（知財高裁令和元年（行ケ）10137号）[21][22]：
前述したとおり、粒子サイズ D90 の上限値というパラメータ限定について容易想到性の欠如を理由に進歩性が肯定された事例です。引用例には当該粒度制御の示唆がなく、当業者が敢えてそのような粒度指標に注目する動機付けが皆無と認定されました[25][26]。この事件では明細書中に効果データもある程度示されていましたが、裁判所は効果の顕著性には踏み込まず、構成の非自明性だけで特許維持となりました[24]。これは裁判所型アプローチの典型例と言えます。
- 偏光フィルム事件（知財高裁平成 17 年（行ケ）10042 号、大合議）[28][29]：特殊パラメータ発明のサポート要件を巡る先駆的判決です。本件特許発明は偏光フィルム製造法に関し、樹脂組成や工程条件を反映した独自の数式パラメータで効果を定義していました。裁判所は数式で示された範囲と効果の技術的意義が明細書から当業者に理解できないとしてサポート要件違反を認定しました[30]。結果的に進歩性判断まで至りませんでした。判旨から「パラメータ発明では明細書に技術的裏付けがないと権利維持は困難」との教訓が得られます。大合議が示した基準（数式範囲内で所望の性能が得られることの記載要件）は、その後の裁判例でも参照され続け、特にサポート要件強化の流れに影響を与えました[52][30]。
- 光源発明事件（知財高裁令和 3 年（行ケ）10096 号）[53]：LED 光源に関するパラメータ発明で、明細書にそのパラメータ（光学特性値）と発明の課題との関連記載が乏しかった事例です。裁判所は「当該パラメータは発明の本質に寄与せず単なる設計事項に過ぎない」と判断し、進歩性を否定しました。

タ発明は軒並み進歩性が否定される傾向があります[44]（例：令和 3 年（行ケ）10135 号「DNA ベクター中のポリヌクレオチド長に関するパラメータ発明」事件、平成 22 年（行ケ）10296 号「鼻用軟膏中の成分含有量パラメータ発明」事件など[53]）。

- **パラメータ選択の方向・程度に関する事件**：数値範囲の上下限設定そのものの容易性が問題となったケースもあります。例えば、令和 2 年（行ケ）10044 号事件（大鷹裁判長）では、公知技術に存在するパラメータをどの方向にどれだけ変化させれば目的効果が得られるか当業者には見当つかなかった点を重視し、進歩性が認められました[54]。同様に平成 31 年（行ケ）10011 号事件（高部裁判長）や平成 27 年（行ケ）10206 号事件（高部裁判長）でも、パラメータの最適値を見出すことが困難だったことを理由に進歩性が肯定されています[54]。もっとも、これらは例外的ケースであり、「効果ではなく構成で勝つ」路線を堅持する裁判所でも、稀にパラメータ最適化の困難性を認める場合がある程度に留まります[54]。

こうした具体例から、実務的な傾向を総括すると以下ようになります：

- **審査段階**では依然としてパラメータ発明への目は厳しく、数値限定のみの請求項にはまず効果実証を求める運用です。明細書に比較例との顕著な差異データを用意できないと、拒絶理由通知で「進歩性欠如（設計変更）」が示されるのが通例です[47]。特に化学系では「その範囲内外で性能差はあるのか？」という問いに答えられないと特許は難しいでしょう。
- **審判・訴訟段階**では、出願人・特許権者側は**戦略を効果論から課題・構成論へシフトさせる**傾向があります[55]。すなわち「効果が予測困難だった」と主張するより、「従来誰も注目しなかった技術的視点を提案したんだ」というストーリーで攻める方が成功率が高いという実感があります[56]。実際、知財高裁でも効果論のみで逆転勝訴した例は極めて少なく（ドキシピン事件のような特殊事情を除けばほぼ皆無）であり

- **特許庁の審査運用と裁判所判断のギャップ**は依然存在します。このため、出願人側としては**審査段階では効果実証データをできる限り提出しつつ、いざというときは裁判所で容易想到性を争う**という二段構えが必要です。実務上は審判段階（拒絶不服審判）で裁判所型の主張（動機付け否定）を積極的に行い、審判官に理解を促す試みもなされています。その背景には「顕著な効果で審査を突破しても、後日無効審判で覆されるリスクがある」という事情もあります[56]。実際、特許庁審決が「予測できない効果あり」として特許維持したケースでも、知財高裁でひっくり返った例が見られます[55]。したがって**特許権を安定に維持するには、効果のみならず課題・構成面でも非容易性を担保しておくことが重要です。**

特許庁ガイドライン・審査ハンドブック等の内容整理

最後に、特許庁が公表するガイドラインや審査ハンドブック等におけるパラメータ発明関連の記載を整理します。審査基準の進歩性部分については既に述べた通りですが、その他の観点（新規性・記載要件等）も含めポイントをまとめます。

- **新規性の判断（特殊パラメータ）**：審査基準は、請求項の特殊パラメータについて引用文献に同一の記載がない場合でも油断を許しません。**引用発明が本願発明のパラメータ要件を充足する可能性が排除できない限り、新規性なしの疑いありとして拒絶理由を出せると定めます**[57][58]。具体的には、「審査官が両者（本願発明と引用発明）が同じ物であるとの合理的な疑いを抱いた場合」は、他の部分に差異がない限り新規性欠如の拒絶理由通知を行い、出願人に反証を求める手順です[59]。これは特殊パラメータ発明で**公知技術にそのパラメータの記載が無い状況**を想定したものです。例えば、引用発明が似た製造プロセス・材料を用いていれば、たとえパラメータ値の記載がなくても「同等の物性を有するのでは？」という疑いが生じうるという考えです[60][61]。出願人は実験成績証明書等で「引用例では本願パラメータ要件を満たさない」ことを立証する必要があります[62]。この新規性に関する取扱い、パラメータ発明が**従来技術を包含していないか積極的に証明することの重要性**を示しています[63]。

- **明確性要件（クレームの記載）**：パラメータ発明では、請求項が数式や数値範囲で境界を示すため一見明確に見えます。しかし、そのパラメータで表される具体的な物が想定できない場合、依然として不明確と判断され得ます[64][65]。審査基準では、「特殊パラメータ以外に適切に発明を特定する手段がある場合には、通常クレームは明確でないとされる」と述べています[66]。したがって明細書作成においては、**なぜそのパラメータ表記が必要不可欠なのか**を示すことが重要です[66]。例えば「パラメータ以外の手段では発明を特定できない」こと[67]や、「そのパラメータが技術的にどんな意味を持つのか」[68]を明細書で明らかにすべきとされています。具体例として、繊維材料の例では「特殊パラメータで規定される機能・特性から繊維構造を逆算するのは困難だが、他の手段（製造方法や組成）では当該発明を適切に特定できないのでやむを得ずパラメータで定義している」などの説明が求められます[67][68]。明確性については、近年の判決でもパラメータの測定方法や定義不備が問題となる例があります（測定条件が不明で不明確とされた「粘度パラメータ事件」等）。従って**パラメータ発明では測定条件・定義を明細書に十分記載することが実務上必須です**[69][70]。
- **実施可能要件・サポート要件**：既述の偏光フィルム大合議判決以来、「パラメータ発明では数値範囲全体で発明の課題を解決できるよう記載されているか」がサポート要件充足性の判断ポイントとされています[34]。審査ハンドブックでも、数値限定発明におけるサポート要件について「当業者が出願時の技術常識に照らして数値範囲全体にわたり課題解決できると認識できること」を要するとしています[19][34]。これは、もし明細書に一部の実施例しかなく他の範囲では効果不明だと、**発明の範囲が詳細な説明を超えて広すぎると**みなされるためです[31][34]。実務的には、出願段階で可能な限り広い範囲でデータを用意し、「**全域に効果あり**」と**技術的に裏付ける**ことが推奨されます[71]。もっとも、裁判例には「必ずしも数値全域で解決できなくてもサポート要件充足とした」ものもあり、どこまで求めるかは事案により揺れがあります[72][73]。いずれにせよ、審査段階でサポート要件違反を指摘されると補正で範囲を狭めるしか対応がなくなるため（後

出しデータは考慮されない[74]）、出願当初から充実した実施例・比較例を用意しておくことが重要です[4][75]。

- **特許・実用新案審査ハンドブックの参考情報**：特許庁は審査ハンドブック等でパラメータ発明の留意事項を公開しています。例えば「繊維分野における特殊パラメータ発明の審査について」の解説記事では、審査官が**発明の技術内容を理解するために留意すべき点**（課題とパラメータの関係、実施例比較による効果確認、独自試験法パラメータの検証など）が紹介されています[76][77]。これらは出願人側にも有益な示唆で、**明細書にはパラメータ設定の経緯や理由、従来技術との比較**を丁寧に記載すべきことが強調されています[78][79]。また、「実施例・比較例は数値範囲全体をカバーするよう可能な限り記載すること」が望ましいとされています[71]。これは前述のサポート・進歩性双方に関わる助言です。特許庁の審査官も、これらハンドブックに沿って審査実務を行っているため、出願人もそれを踏まえた明細書作成・対応をすることが望ましいでしょう。

実務家による見解・論文の紹介

日本における特許実務家（弁理士・特許弁護士）も、パラメータ発明の進歩性について活発に論じています。その中から代表的な見解をいくつか紹介します。

- **高石秀樹弁護士（弁理士）の見解**：知財実務情報 Lab.に寄稿された高石氏の論考では、「**審査基準と異なり、裁判所はパラメータおよびその範囲を発明特定事項とみなし、その容易想到性が論証されない限り進歩性を認める傾向にある**」と端的に述べられています[20]。さらに「新規のパラメータが発明の課題解決と関連していると、容易想到性が否定（進歩性肯定）されやすい」として、**課題とパラメータの相関関係**が核心論点になると指摘しています[20][45]。高石氏は、日本の裁判例を多数分析し、パラメータ発明が進歩性を満たす条件として「①発明の課題の解決とパラメータとが（全範囲で）相関していること、②その課題設定自体が公知でなく容易に想到できるものでないこと、あるいは課題は公知でもその解決手段として当該パラメータに着目する発想が容易ではないこと」の2点を挙げていま

す[80]。そして逆に「課題が明細書から読み取れない、または課題とパラメータが関連しない場合や、関連していてもそのパラメータが公知・着目容易だった場合には、数値限定は設計事項と判断され多数の裁判例で進歩性が否定されている」と述べ[44]、裁判例の傾向を総括しています。高石氏の見解は、**裁判所型アプローチの実践的なまとめ**であり、出願人側が留意すべき点（課題・効果の明確な記載、技術的意義のアピール）を示唆しています。

- **日本弁理士会『パテント』誌での議論**：弁理士らによる学術誌「パテント」でも数値限定発明・パラメータ発明の進歩性が度々特集されています。例えば舘秀典弁理士による論文（2008年）では、「**数値限定発明の進歩性、特に臨界的意義の要否**」が検討されています[81]。同論文は過去の裁判例を整理し、**臨界的意義（顕著な効果差）を裁判所が認めた例は非常に少ない**こと、ほとんどのケースで出願人が臨界的意義を主張しても明細書に根拠実施例がなかったり後出しデータに頼ったりして実質的に争点になっていないことを指摘しています[47]。その上で少数ながら臨界的意義が認められた裁判例も紹介し、**臨界的意義が認められる発明は明細書にその臨界点前後での効果差が示されている場合で、判例の基準は概ね審査基準と同じだ**と述べています[49][82]。ただし「どの程度の差があれば顕著といえるか一義的には示せないが、それは要するに選択範囲が予測・期待された効果からの意外性を伴うことになる」と結論付けています[83]。このように弁理士界でも「**効果要件**」を巡る議論がなされていますが、近年は「意外性（予測不能性）」という観点で効果論と容易想到性論を架橋する見解も増えています。「意外な効果があるということは、その構成が当業者にとって容易でなかった証左である」と解釈し、**効果も結局は容易想到性の補強要素と位置付ける**考え方です[72][34]。
- **特許法律事務所のニュースレター等**：実務家の発信として、各特許事務所のウェブサイトにも有用な解説が掲載されています。中村合同特許法律事務所の解説[84][85]や、ユアサハラ国際特許事務所のコラム[86]では、審査基準の条文引用と具体例を交えつつパラメータ発明の進歩性判断が論じら

れています。特に前者[84]はセレコキシブ事件を題材に、審査基準と裁判例のズレを指摘し「審査基準は予測できない顕著な効果を要求するが、裁判所はパラメータ着目の容易性を問題としている」こと、その結果「審査基準では数値全範囲で顕著な効果が必要だが、裁判例では要求されない」という関係にあるとまとめています[19][87]。このような指摘は実務家の間でも広く共有されており、「**審査段階と無効審判・訴訟段階で進歩性判断の視点が異なる**」という認識が定着しています。従って最近では、出願戦略として「**まず広めに権利を取得し、訴訟になったら裁判所で防衛する**」ことも視野に入れ、明細書には効果データのみならず技術的意義の記載を盛り込む動きがみられます。

以上、パラメータ発明の進歩性について、日本の最新基準と判例、実務家の見解を総合的に検討しました。総括すれば、**特許庁の審査と司法の判断にギャップがある分野であり、出願・権利行使に際しては双方の基準を踏まえた対応が必要です**。法律実務家としては、審査段階では可能な限り効果とサポートの充実を図りつつ、将来の係争も見据えて**発明の技術的意義（課題解決に資する独創点）を丁寧に主張・立証できる準備**をしておくことが肝要と言えるでしょう。

参考文献・情報源：本稿で引用した特許庁審査基準【3】【10】、知財高裁判決例【1】【12】、弁理士会誌論文【25】、実務解説【28】等をご参照ください。それらには更なる詳細と具体例が記載されています。本稿が、日本におけるパラメータ発明の進歩性判断に関する理解の一助となれば幸いです。

[1][11][12][41][42][43][47][48][49][51][69][70][81][82][83] 数値限定発明の進歩性，特に臨界的意義の要否

https://jpaa-patent.info/patents_files_old/200806/jpaapatent200806_095-106.pdf

[2][3][4][5][57][58][59][60][61][62][63][64][65][66][67][68][71][74][75][76][77][78]

[6] [13] [14] [15] [16] [17] [jpo.go.jp](https://www.jpo.go.jp)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/03.pdf

[7] [8] [9] [10] [18] [19] [21] [22] [23] [24] [25] [26] [27] [31] [32] [33] [34] [72] [73] [84] [85] [87] 『特許★』 「パラメータ発明」の進歩性～パラメータに着目することの容易想到性否定を否定して、進歩性が認められた事例。 - NAKAMURA & PARTNERS

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%E3%80%90%E7%89%B9%E8%A8%B1%E2%98%85%E3%80%91%E3%80%8C%E3%83%91%E3%83%A9%E3%83%A1%E3%83%BC%E3%82%BF%E7%99%BA%E6%98%8E%E3%80%8D%E3%81%AE%E9%80%B2%E6%AD%A9%E6%80%A7%E7%BD%9E%E3%83%91%E3%83%A9%E3%83%A1/

[20] [40] [44] [45] [46] [50] [53] [54] [55] [56] [80] パラメータ発明の進歩性 | 知財実務情報 Lab.®

<https://chizai-jj-lab.com/2023/09/26/0926/>

[28] [29] 裁判例結果詳細 | 知的財産高等裁判所 - Intellectual Property High Courts

https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=481

[30] 【偏光フィルム】 知財高裁大合議判決が判示した「パラメータ発明」に関する2段階目のサポート要件の規範は、無意味ではない。

<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4196>

[35] [PDF] 進歩性判断における有利な効果に関する審査基準の点検について

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/document/15-shiryu/shiryu01.pdf

[36] [37] [38] 発明の進歩性に関する最高裁判決（局所的眼科用処方物事件） - 横浜、川崎で特許出願・商標登録のご相談は新横浜総合特許事務所へ

https://www.shinyoko-pat.jp/supreme_decision_of_inventive-step

[39] 当該発明の効果を当業者が予測できない顕著な効果を有するとして

<https://kubota-law.com/nlr020903j2.html>

[52] パラメータ発明についてサポート要件の充足性を肯定した事例

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=df34977b-d2d4-43bb-98de-baaab77ab487>

[86] [PDF] 数値限定発明 - ユアサハラ法律特許事務所

<https://www.yuasa-hara.co.jp/wp-content/uploads/2024/08/01d01efff259630e52be37e0f0ede6d9.pdf>